

通信販売でもクーリングオフができると思っていませんか？

通信販売ではクーリングオフをすることができません。

クーリングオフとは、私たち消費者が一旦契約をした後でもう一度考え直し、一定の期間内であれば無条件で解約ができる制度です。契約書または申込書を受け取った日を1日目として、「電話勧誘販売」、「訪問販売」、「訪問購入」、「特定継続的役務提供」の場合は8日間、「連鎖販売取引（マルチ商法）」、「業務提供誘因販売取引（モニター商法）」の場合は20日間、クーリングオフが行えます。

通信販売は、ネットの中のショッピングモールに買い物に行っているようなもの。自分が訪れて、自ら選んで買ったものにはクーリングオフは適用されません。



通信販売は返品ができるか確認をしてから購入しましょう

通信販売では商品の返品をすることが可能かどうか広告に表示することが義務づけられています。「返品不可」と書かれている場合には、返品することができません。「返品可能」かどうか確認してから購入しましょう。

***クーリングオフができる契約であるかどうか、困ったときには城陽市消費生活センターへご相談ください。 城陽市消費生活センター ☎(56)4052**

フリマアプリのトラブルが急増！？

昨今、インターネット上でフリーマーケットのように個人間で物を売買できるスマートフォン用のアプリ、通称「フリマアプリ」の市場規模が大きく拡大し、利用者も増加しています。その反面、トラブルも多数発生しており、全国の消費生活センターへの相談件数は平成30年度には過去最高の4,479件を記録しました。

よくあるフリマアプリでのトラブル

トラブル1【このコート高かったのに…】

- 購入した高級ブランドのコートが偽物だったが、出品者に返品に応じてもらえず、アプリ運営事業者に相談したら「当事者間で話し合うように」と言われた。
- フリマアプリの運営会社は売買を巡るトラブルに原則介入しません。あくまで個人間の売買なので慎重に取引をしましょう。



トラブル2【商品は送ったのに…】

- 出品・発送したブランドバッグを購入者に偽造品だと言われ、商品代金が支払われない。
- フリマアプリでは購入者が出品者に言いがかりをつけ、代金を支払わずに商品を受け取る人もいます。購入者が本当に取引をしていい相手かどうか、よく判断してから取引しましょう。

トラブル3【うちの子はまだ未成年なのに…】

- 高校生の息子がフリマアプリで加熱式たばこ機器を購入し使用していた。
- フリマアプリでは未成年が通常購入できないたばこなどが購入できる場合があります。未成年の喫煙や飲酒は法律で禁止されています。お子様がフリマアプリを利用される場合は、気をつけましょう。



【フリマアプリでのトラブルは解決が難しい】

フリマアプリでのトラブルは個人間での取引のため、消費者を保護する制度が適用されません。そのため、消費生活センターに相談をされても、フリマアプリ運営会社に連絡することはできませんが、取引相手との間に介入することはできません。

このようなトラブルに遭わないためにも、フリマアプリの運営会社が記載しているルールをしっかりと確認し、取引相手が信用できる相手かどうかを考えてから取引することが大切です。

消費生活ワードパズル 解説

- 1. 「しょうひせいかつ」**
私たちが消費行動をしていく中で間違った選択をしないように注意しましょう。
- 2. 「いややん」**
買い物や、契約などのトラブルで困ったときには「188」に電話して消費生活センターに相談してください。
- 3. 「だつもう」**
脱毛施術に関するトラブルが多数発生しています。
- 4. 「くらしの」**
センターに多く寄せられる相談内容を掲載しています。ぜひ読んでトラブルに遭わないよう気をつけましょう。
- 5. 「つうしんはんばい」**
そのほか、新聞のチラシや雑誌広告、はがきなども通信販売に含まれます。
- 6. 「おためしこうにゅう」**
初回「500円」などと書かれていても定期購入の場合があります。利用規約を確認しましょう。
- 7. 「くーりんぐおふ」**
クーリングオフの期間は8日の場合と20日の場合があります。通信販売ではクーリングオフは適用されません。
- 8. 「まるちしょうほう」**
マルチ商法は違法です。友人に勧められてもはっきりと断りましょう。
- 9. 「しょうひせいかつ」**
城陽市の消費生活センターの電話番号は56-4052です。困ったことがあれば相談してください。
- 10. 「しょうひぜい」**
消費税は10パーセントに上がりましたが、税率が軽減されるものもあります。
- 11. 「もにたー」**
着物、布団、浄水器、健康食品、美顔器、宝石、絵画、エステティックなどに関するトラブルが多いです。

か い も の は

答え：

「買い物は慎重に」

し ん ち ょ う に

城陽市消費生活展

～特殊詐欺等被害ゼロ・ミッション～

- 日 時：10月19日(土) 10:00～15:00
- 場 所：アル・プラザ城陽 1階 プラムコート
- ス テ ー ジ：10:30～ 特殊詐欺対策講座・啓発寸劇
13:30～ ウクレレ演奏、バルーンアート
消費生活クイズ大会
- ブース出展：正しい計量に関するパネル展示やゲームなど
木の実の工作教室
消費生活に関するパネル展示